

つべりぼりの報



パレードで事故防止を呼びかける

議会云たより

第四回臨時議会は五月二十五日に行なわれ、報告二件と議案三件が審議されました。
その主なものをおしらせします。

公平委員会委員の選任

五月二十二日で任期満了となった公平委員に中村良治氏と国分恒

次氏が再任されました。
（上鷺別橋の架替工事

室蘭市との境を流れる鷺別川（上鷺別地区）に架っている第二と第三上鷺別橋（現在木橋）を、永久橋に架替えることに決めました。この橋の幅は第二が六米、第三が五米、二橋の工費九八〇万円により、今年度中に完成する予定です。

入場券を受取っていない方は 九日迄に補充名簿の申出を

参議院議員通常選挙は

七月四日に、その期日の公示は六月十日に行なわれます。

今回つくれる補充選

挙人名簿は昨年九月十五日現在で作った基本選挙

人名簿に登録されていな

い方で、昭和二十年六月

十日迄に生れ、今年の三

月十日以前から登別町に

住所を有し、しかも六月

九日までに登録申出をし

た方が登録されます。

まだ入場券を受取って

いない方は、必らず六月

九日までの間に登録申出

をして選挙権行使しま

しょう。

登録申出は、土曜日の

午後と日曜日以外の毎日午前八時

三十分から午後五時まで選挙管理

委員会と各支所で受付けておりま

すが、本人でなければ登録申出は

できません。

ただし、病氣や勤務の関係など

止むを得ない場合は、家族の方や

同居の方が代って申出をすること

ができます。

登録申出の用紙は、窓口へ備え

付けてありますから記入捺印して

申出しましょう。

補充選挙人名簿に登録された方

の投票所入場券は、六月二十二、

三日に選挙公報と一諸にお届け致

しますから、選挙公報や新聞、テ

レビ、ラジオ、演説などを良く見

たり聞いたりして、正しい人に投

票しようではありませんか。

七月四日の投票日には乗権防止

のため投票開始の午前七時と終了

一時間前の午後五時にサイレンを

吹鳴しますので、火事とお間違に

ならず必らず投票しましょう。

カルルス温泉地区と釧山地区は

投票時間が午後四時迄ですから充

分気をつけてください。

また止むを得ない事由で投票日

に投票所へ行って投票することの
できない方のために不在者投票の
制度があります。

これは、次のいずれかの事由に
該当する方が、六月十日から七月
三日までの毎日、午前八時三分
から午後五時までの間に選挙管理
委員会(役場会議室)で先に投票
することが出来る制度です。

不在者投票をする場合、その事
由を証する証明書と投票用紙など
を請求する請求書、それに印鑑を
必要とします。

この証明書は様式が定められて
いるほか、事由により証明権者が
異なりますので、不在者投票をなさ
れる方は、早目に選挙管理委員会
へ出向いて、その指示に従いまし
よう。

不在者投票のできる事由

① 投票の当日、他の市町村にお
いて職務または業務に従事中心
あること。

② 投票の当日、やむを得ない用
務などにより他の市町村に旅行
中又は滞在中であること。

③ 疾病、負傷、妊娠、老衰、不具
あるいは産褥にあるため、投票
の当日投票所まで歩くことが著
しく困難であること。又そう予
想されること。

④ 北海道議会議員の選挙区外
(胆振管内の町村外)の市町村
に又はその市町村から住所を移
したること。

このほか監獄、少年院あるいは
婦人補導院に収容中、または都
道府県の選挙管理委員会が指定し
た病院(ベット数約六〇以上の病
院)や、老人ホームに入所中の方
は、その施設の長に不在者投票を
したいと申出ますと、その病院な
どの施設内で投票することができ
ます。

今まで述べた選挙権と不在者投
票で、特に注意していただかなか
ればならないことは、九日迄に補
充選挙人名簿の登録申出をした方
で、今年の三月十一日以降に他の
市町村から当町に住所を移された
方です。

この方は、今回の選挙に限り前
住所地の市町村に選挙権があるの
です。

従がって、前住所地の選挙管理
委員会委員長に不在者投票の請求
をして、七月三日までの間に当町
の選挙管理委員会で不在者投票を
するか、または前住所(投票日)
に行つて投票するかはあります。

もし不在者投票をする場合は、
早目に選挙管理委員会へ問い合わせ
てその指示に従いましょう。

このように便利な制度があるほ
か身体故障や文盲により投票用紙
に書けない方のために代理投票が
ありますから棄権することなく、
清い一票で私達の代表を国会に送
るうではあります。

庁内の機構が変りました

五課を新設

三万七千余人を数える私達の町
は、近年急激に発展し、今後も新
産業都市の指定などによって、ま
ずまず伸展することが約束されて
います。

従つて、庁内の機構もこれにそ
つて拡充し、住民サービスと町行
政の向上をはかるものになけれ
ばなりません。

それで五月十九日、今までの三
部六課一室制を三部十一課一室制
とし、人事異動を行ないました。

◎人事異動()は旧

- 総務部長 山下文雄(総務部長)
- 民生部長 小野寺勇(民生部長)
- 開発部長 田村仙一郎(開発部長)

総務部

- 庶務課長 大西直市(庶務係長)
- 企画調査課長 阿曾幸作(農水産係長)
- 財政課長 佐藤作太郎(議会議務局長)

民生部

- 住民課長 大家保治(住民課長)
- 衛生課長 前川敏雄(戸籍室長)
- 水道課長 星野達也(水道課長)

開発部

- 都市計画課長 中浜元三郎(産業観光課長)
- 建設工事課長 田上善治(建設課長)

- 建設工事課 土木係長 米川和義(土木係長)
- 建築係長 富山永治(建築係長)
- 産業課 農水産係長 小西勝雄(用度経理係長)
- 商工係長 工藤英二(都市計画係)
- 観光課 公営係長 河田央(土木係)
- 観光係長 関藤輝雄(温泉支所長)

- 出納室 現金出納係長 伊達裕(業務係)
- 物品出納係長 小野要三郎(警別支所長)
- 課及び室に属しない係 温泉支所長 川本幸雄(保健衛生係長)
- 警別支所長 小紫泰次(賦課係)
- 警別支所長 林 仙一(戸籍係)
- 家畜診療所長 高橋二男(家畜診療所長)

- 財政課 理財係長 菊地 衛(財政係)
- 用度管財係長 渡部千二夫(管財係長)
- 賦課係長 玉手 信行(賦課係)
- 徴収係長 阿部 道夫(登別支所長)
- 住民課 社会係長 野村仁司(社会係長)
- 住民係長 佐々木勇司(戸籍係)
- 衛生課 衛生係長 久保光国(保健衛生係)
- 保健係長 藤田勝美(都市計画係長)

- 水道課 業務係長 岡田竜登(税收係長)
- 工務係長 山下メ吉(工務係)
- 都市計画課 計画係長 鈴木繁儀(工務係長)
- 調査係長 洞口三郎(用地管理係長)
- 事業係長 江洲栄三(都市計画係)
- 事務局長 吉田精一(商工観光係長)
- 農業委員会 事務局長 進藤七郎(農業委員会事務局長)
- 選挙管理委員会 事務局長 住民課長兼務
- 国際観光会館 支配人 温泉支所長兼務
- 国民宿舎オロフレ荘 支配人 日野岡 繁

- 企画課 企画係長 秋本 慧(財政係長)
- 統計係長 岩倉正明(企画統計係)
- 企画調査課 企画係長 大島 林造(住民係)
- 職員係長 大島 林造(住民係)
- 庶務課 庶務係長 庶務課長兼務
- 出納室 出納室長 片岡義市(出納係長)
- 観光課 観光係長 関藤輝雄(温泉支所長)
- 出納室 現金出納係長 伊達裕(業務係)
- 物品出納係長 小野要三郎(警別支所長)
- 課及び室に属しない係 温泉支所長 川本幸雄(保健衛生係長)
- 警別支所長 小紫泰次(賦課係)
- 警別支所長 林 仙一(戸籍係)
- 家畜診療所長 高橋二男(家畜診療所長)
- 教育委員会 総務係長 倉西 力(総務係長)
- 学校教育係長 総務係長兼務
- 社会教育係長 由利 実(社教主事)

- 衛生課 衛生係長 久保光国(保健衛生係)
- 保健係長 藤田勝美(都市計画係長)
- 水道課 業務係長 岡田竜登(税收係長)
- 工務係長 山下メ吉(工務係)
- 都市計画課 計画係長 鈴木繁儀(工務係長)
- 調査係長 洞口三郎(用地管理係長)
- 事業係長 江洲栄三(都市計画係)
- 事務局長 吉田精一(商工観光係長)
- 農業委員会 事務局長 進藤七郎(農業委員会事務局長)
- 選挙管理委員会 事務局長 住民課長兼務
- 国際観光会館 支配人 温泉支所長兼務
- 国民宿舎オロフレ荘 支配人 日野岡 繁

- 財政課 理財係長 菊地 衛(財政係)
- 用度管財係長 渡部千二夫(管財係長)
- 賦課係長 玉手 信行(賦課係)
- 徴収係長 阿部 道夫(登別支所長)
- 住民課 社会係長 野村仁司(社会係長)
- 住民係長 佐々木勇司(戸籍係)
- 衛生課 衛生係長 久保光国(保健衛生係)
- 保健係長 藤田勝美(都市計画係長)
- 水道課 業務係長 岡田竜登(税收係長)
- 工務係長 山下メ吉(工務係)
- 都市計画課 計画係長 鈴木繁儀(工務係長)
- 調査係長 洞口三郎(用地管理係長)
- 事業係長 江洲栄三(都市計画係)
- 事務局長 吉田精一(商工観光係長)
- 農業委員会 事務局長 進藤七郎(農業委員会事務局長)
- 選挙管理委員会 事務局長 住民課長兼務
- 国際観光会館 支配人 温泉支所長兼務
- 国民宿舎オロフレ荘 支配人 日野岡 繁

- 企画課 企画係長 秋本 慧(財政係長)
- 統計係長 岩倉正明(企画統計係)
- 企画調査課 企画係長 大島 林造(住民係)
- 職員係長 大島 林造(住民係)
- 庶務課 庶務係長 庶務課長兼務
- 出納室 出納室長 片岡義市(出納係長)
- 観光課 観光係長 関藤輝雄(温泉支所長)
- 出納室 現金出納係長 伊達裕(業務係)
- 物品出納係長 小野要三郎(警別支所長)
- 課及び室に属しない係 温泉支所長 川本幸雄(保健衛生係長)
- 警別支所長 小紫泰次(賦課係)
- 警別支所長 林 仙一(戸籍係)
- 家畜診療所長 高橋二男(家畜診療所長)
- 教育委員会 総務係長 倉西 力(総務係長)
- 学校教育係長 総務係長兼務
- 社会教育係長 由利 実(社教主事)

庁内機構

町長

助役

開発部

民生部

総務部

収入役

教育長

庶務課
庶務係 (秘書・文書条例規則・広報・公印・儀式・庁内事務・給与・共済・研修・職員健康管理・職・厚生)

企画課
企画係 (新産都市・総合開発・防災・交通安全)
統計係 (国勢調査・一般統計)

財政課
理財係 (予算・決算・起債・一時借入・交付税・経理)
用度管財係 (物品購入・町有財産の取得管理処分)

税務課
賦課係 (諸税賦課)
徴収係 (諸税及び税外徴収)

住民課
社会係 (一般社会・福祉・保育所・行路病人・生活保護・公任・募金)
住民係 (戸籍・住民登録・外人登録・選挙・町内会)

衛生課
衛生係 (し尿・塵芥・墓地・火葬場・狂犬病・その他環境衛生)
保健係 (国保・国民年金・予防注射・隔離病舎・一般衛生)

水道課
業務係 (料金徴収・検針・その他水道一般事務)
工務係 (施設管理・補修)

市課
計画係 (道路橋りょう堤防敷地管理・都市計画・道路河川計画・工事施行審議会)
調査係 (測量調査)

建設課
土木係 (失対・土木一般・土木工事の施行)
建築係 (建築工事施行・維持補修・建築指導)

産業課
農水産係 (農林水産振興・諸団体の育成指導)
商工係 (商工振興・工場誘致・中小企業対策)

観光課
公営係 (観光事業特別会計に属する町営施設等の振興計画及び連絡調整)
観光係 (一般観光事務、観光協会の育成指導)

出納室
現金出納係 (現金出納決算調整)
物品出納係 (物品の受払及び管理・印刷業務)

総務係 (職員人事・教務員人事・教育委員会・教育予算・教育調査統計・学校施設・規則の制定改廃)

学校教育係 (教科書の採択・教職員の研修・児童生徒の就学・その他学校教育)

社会教育係 (社会教育委員会・公民館・社会教育団体指導)

お知らせ

六月の予防接種

次の日程で腸バラの予防接種が行われます。

該 当 者

満三才から満四才になる方で、
初回免疫の済んでいないものは三回、初回免疫の済んだ方は、満六十才までの間毎年一回受けましよう。

日時と場所(第一回目)
四日 カルルス地区
(オロフレ荘)

八日 札内地区(小学校)
一時三十分～二時

十四日 鷺別地区(公民館)
一時～三時

十五日 幌別地区(体育館)
一時～三時

十六日 温泉地区(支所)
二時～三時

十七日 社宅地区(診療所)
一時～三時

十八日 富浦地区(保育所)
一時～三時

十九日 登別地区(小学校)
一時三十分～二時

二十日 登別地区(保育所)
一時～三時



鉄北老人クラブに加入を

幌別、来馬、川上地域のかたを対象に去る五月七日鉄北地区老人クラブが設立されました。
クラブの目的は、おとしよりのみなさまが毎日楽しくすごしてゆかれることです。

催し 娯楽、趣味、教養、小旅行
入会資格 満六十五才以上
会費 月額 六十円
申込場所 町住民課



